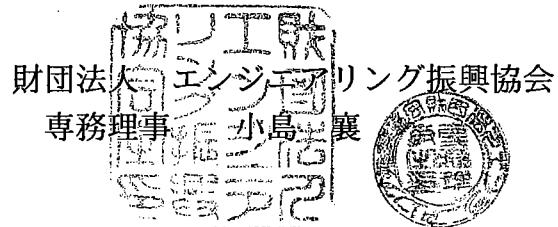
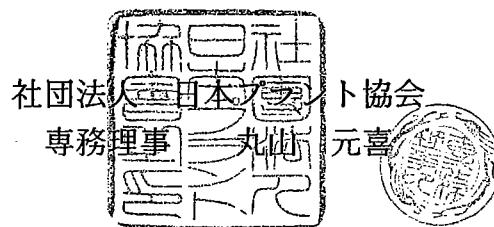


平成14年8月28日

国際協力銀行  
総裁 篠沢 恭助 殿

環境社会配慮確認ガイドライン不遵守への異議申立に関わる要望書



本年4月国際協力銀行（以下、「JBIC」という）が発表された「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下、「新環境ガイドライン」という）では「JBICによるガイドラインの遵守を確保するため、JBICのガイドライン不遵守に関する異議申立てを受け付け、必要な措置をとる」との従来のガイドラインにはなかった規定が新たに導入されています。この異議申立てについては海外プラント・エンジニアリングビジネスをはじめ海外事業展開を行っている関係産業界としては本邦企業の海外企業との公平なる国際競争の維持の観点から高い関心を持つところであり、新環境ガイドラインの導入検討段階からJBICへの要望事項の中で意見表明（注）を行っております。

J B I Cが融資を行う海外での事業は、相手国にとって持続的な社会経済発展に大きく貢献するものであり、事業内容によっては、さらに地域経済格差の是正、衛生状態の改善、文化的生活の確保、環境改善等多くの貢献をし、相手国にとり一日も早い事業の実施が望まれているものと理解しております。

J B I Cによる新環境ガイドラインの遵守は当然のことであり、新環境ガイドラインを遵守しつつ如何に円滑に相手国と協力して、相手国に必要な事業の遅滞なき推進を金融面から支援するかにJ B I Cの使命があると考えます。

本邦企業は海外事業活動において環境社会配慮を積極的に進めることを早くから産業界の自主綱領等で明確にし、加えて、市場の監視に絶えず晒されていることから高い企業倫理と社会的使命感をもって事業活動を推進しております。このような産業界による事業活動姿勢は充分、評価・尊重されるべきであり、異議申立の運用は新環境ガイドライン不遵守が明確な場合に適用されるものであって、民間企業による健全な商業活動を必要以上に阻害するものであってはならないと考えます。

かかる見地から、関係産業界としては、異議申立の運用について、国際金融等業務の場合、民間企業活動の根幹である企業秘密及び市場競争への配慮が前提となってくることから、海外経済協力業務とは別個になされることが適切と思料しております。

ここで強調しておくべき視点として国際開発金融機関（以下、「M D B」という）と各国政府金融機関との根本的な差異があります。本件に関するパブリックコンサルテーションの場でJ B I Cから世銀、I F C、アジア開銀等の異議申立制度の紹介がありましたが、M D Bは各国政府金融機関が適用される国内の裁判制度等により拘束されないうえに、国際開発金融の世界で各国金融機関を超える独特の地位と役割をもって借入国の政策運営を左右する立場を確保しています。加えて、M D Bでは融資の決定と実施が同一機関で処理されるのに対し、J B I Cでは海外経済協力業務の場合、日本政府が借款供与を決定し、その実施をJ B I Cが行うという差異があります。このようなM D Bとの基本的な違いを勘案するならばM D Bで導入されている異議申立制度（査閲パネル、或いは、オンブズマン）はJ B I Cの異議申立制度検討にあたり前例とはなり得ないと考えます。

また、O D AとO O Fにつき別個の異議申立の運用を行うことは、米国（O D A：国際開発庁、O O F：輸銀）においてO D Aは監察官制度、O O Fは情報公開法による内部対応となっているように先進諸国において容易に対応事例がみられるところです。

さらに、O O Fにつき別個の運用を行うことは、先進諸国E C A(例、カナダE D C、ドイツK f W、米輸銀、英E C G D)においてほぼ共通して見られる内

部対応による弾力的な措置を勘案すれば、本邦企業の国際競争力維持の視点からも現実的な措置であると考えられます。

上記を踏まえ、関係産業界と致しましては、新環境ガイドライン不遵守への異議申立の運用につき別添のとおり要望致します。

**(注) 異議申立にかかる要望事項**

平成13年12月21日付J B I C宛関係3団体（日本プラント協会、エンジニアリング振興協会、日本機械輸出組合）による要望書（「新環境ガイドライン（案）設定にかかる要望事項について」）において以下のとおり意見表明。

**【ガイドライン不遵守に関する異議申立】**

新G/Lの遵守を確保するため、J B I Cとして第三者の異議申立を受け付け必要な措置をとるとの現行ガイドラインにはないルールは、海外競合企業等から作為的に乱用され徒にプロジェクトの進捗を阻害しかねない事態も予想されるところである。従ってこれに関する規定も Equal footing の観点からコモンアプローチと同様の内容としていただきたい。

【別添】

## 要 望 書

### J B I C新環境ガイドライン異議申立の運用について

#### 1. 適正なる運用

J B I C新環境ガイドラインの遵守については、基本的にJ B I C職員が通常の融資関連業務の中で遵守に努め、不遵守の異議申立のないように努めるのが大前提であります。異議申立があった場合は、新環境ガイドラインのどの条項が不遵守となっているか確認し、異議申立の濫用防止を図りつつ適切なる運用をはかるよう要望します。

#### 2. 基本原則

異議申立の運用にあたっては以下の基本原則を勘案していただくよう要望します。

##### 1) Equal Footing 配慮

各国政府金融機関（MDBは適正なる参考例とならない）の異議申立制度を慎重に検討のうえ、本邦企業の海外企業との公平なる競争が阻害されないこと。

##### 2) 客観的中立的判断の確保

異議申立者より新環境ガイドライン不遵守の訴えがなされた場合、これに対しては、事業実施主体、相手国政府等幅広く意見の異なるステークホールダーからの見解も聞き、ガイドライン遵守か不遵守かの適正かつ中立的判断を確保すること。

##### 3) 相手国主権の尊重

新環境ガイドラインの環境社会配慮確認にかかる基本方針で明記されているように、相手国法制度、政治的決定等を尊重し、不必要的紛争解決の介入を避けるとともに相手国の社会経済発展の必要性を理解し、相手国の主権を尊重すること。

##### 4) 情報公開における企業秘密配慮

異議申立後の該当案件にかかる情報公開については、企業秘密保持の観点から民間事業者の事前同意を条件とすること。

## 5) 費用負担及び経済性確保

異議申立に関わる追加費用を民間事業者等に転嫁することなく、かつ必要以上の過大なる公費負担を招く事のないようにすること。

## 3. 異議申立の対応組織

諸外国の例等に鑑み、JBIC内部に異議申立の受付窓口を設置する等の現存する内部処理体制の整備で対応することで十分と考えられ、この観点から過大な組織とならないような配慮を要望します。

(注) 関連産業界としてはこれまでJBIC或いは統合以前の日本輸出入銀行及び海外経済協力基金において環境ガイドラインの遵守が適切になされてきている状況と把握しており、また、米輸銀のOOFが情報公開法による内部対応となっている等、先進諸国ECAの処理組織の事例をも勘案するならば、従来どおりの異議申立の受付及び処理方法で特段の問題はないものと思料致します。なお、内部処理の手続は内部人材によって対処されますが、必要に応じ外部専門家の意見を聞く場合は、専門分野からの意見のみに限定されることなく、相手国の社会経済状況、文化的相違、価値観等を踏まえた意見が反映されるような配慮が必要であり、JBICとしての最終判断に際しては、相手国の主権尊重等の重要な要素も加味した総合的な判断が必要と考えます。

## 4. 異議申立受理の要件

異議申立を受理する際には以下の要件充足を必要とするよう要望します。

- 1) 異議申立の対象となっている環境社会問題が既に相手国の諸制度で係争中となっていないこと。
- 2) 政治的目的・競争目的等で異議申立が濫用されることがないよう、異議申立者は「対象事業により負の影響を受けている地域住民を代表するもの」に限定されること。
- 3) 異議申立の受理は対象事業展開に過度に影響を与えないよう融資契約締結後貸付実行完了までの期間に限定されること。

## 5. 不適切な異議申立の処理

事実関係に反する異議申立がなされた場合に対応するため、異議申立の内容を公開し、他のステークホールダーに異なる見解の意見を聞く機会を与えるとともに、不適切な異議申立により民間事業者への損害、被害が生じないよう配慮いただきたく要望します。

以上